

約 款

第1条(サービスの保証と範囲)

1. シュナイダーエレクトリック株式会社(以下「シュナイダーエレクトリック」という。)は、表記内容のサービスに関し、表記記載の条件および本約款を条件として本件申込書・書類名称「年間保守サービス購入申込書」(以下「本申込書」という。))の「サービス型番」欄に記載されたサービス(以下「サービス」という。))を実施します。
2. サービスの範囲は日本国内に限り、サービス対象製品(以下「製品」という。))に関しお客様からの依頼に基づきサービスを実施します。
3. 前項の定めにかかわらず、離島等の一部地域(以下「離島等」という。))が製品の設置先である場合、本申込書に記載された内容でのサービス履行ができないことがあります。
4. 製品の設置先が離島等の場合、またはその他の事情により追加費用が発生するような場所にある場合、シュナイダーエレクトリックは追加料金を請求できるものとします。

第2条(サービスの開始および契約期間)

1. サービスはサービス購入日から開始されるものとし、サービス締結後は理由を問わずキャンセルできないものとします。
2. 契約期間は本申込書に記載されたサービス契約期間とします。
3. 第5条、第10条、第12条の規定については、本契約有効期間のみならず、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第3条(除外作業)

次の各号に定める事項は、サービスの範囲に含まれません。

- (1) お客様の都合による製品の移設または移転に伴う製品の不具合、故障の修理
- (2) 製品の改造の結果生じた故障の修理
- (3) 天災、地変、その他シュナイダーエレクトリックの責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理
- (4) 不適切な製品の使用または取扱いによる故障の修理

第4条(交換部品の所有権)

サービスの履行に伴って交換された被交換部品の所有権はシュナイダーエレクトリックに帰属します。

第5条(責任範囲)

製品の故障または誤動作によるデータの破損およびサービス実施の際に発生する不測の事態等に備えて、お客様の責任においてデータを保護するものとします。サービスに関連してシュナイダーエレクトリックがお客様に負う責任は直接且つ現実に発生した損害に限られ、如何なる間接損害、特別損害、派生的損害、逸失利益等についても、シュナイダーエレクトリックはその責を負わないものとします。また、サービスに関連するシュナイダーエレクトリックのお客様への損害賠償の上限額は、お客様がシュナイダーエレクトリックに対し実際に支払ったサービス料金を超過しないものとします。

第6条(不可抗力等による免責)

本契約の一部又は全部の履行遅延または不履行につき、その履行遅延または不履行が、天変、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱その他の不可抗力による場合、その事由の継続する期間に限り、相手方に対し、その不履行の責を免れるものとします。

第7条(失効)

お客様およびシュナイダーエレクトリックは、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず本契約を終了させることができるものとします。

- (1) 本約款の条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続の開始を申立てられ、または自ら申立てをしたとき
- (4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき

第8条(権利義務譲渡の禁止)

お客様は、シュナイダーエレクトリックと書面による合意を取り付けない限り本契約上の地位を第三者に譲渡または承継させてはならないものとします。また本契約から生ずる権利の全部または一部を第三者に譲渡もしくは担保の用に供し、または本契約から生ずる義務の全部または一部を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第9条(記載事項変更の連絡)

1. お客様は、製品の設置先、住所変更等のサービスの実施に係わる本申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかにシュナイダーエレクトリックに連絡するものとします。
2. 前項による製品の設置先住所、設置環境によっては、第1条第2項、第3項および第4項が適用されるものとします。

第10条(個人情報保護)

1. シュナイダーエレクトリックは、サービスの履行に関連してお客様から受領した個人情報(以下「個人情報」という。))をサービスの履行のみを目的として利用するものとします。
2. シュナイダーエレクトリックは、お客様の事前の書面による承諾なしに個人情報を第三者に提供、開示しないものとします。但し法令、政府機関、裁判所命令等による場合、また本約款第11条に定める再委託先についてはこの限りではありません。

第11条(再委託)

シュナイダーエレクトリックは、本件サービスの履行をシュナイダーエレクトリックが指定する第三者に再委託できるものとします。この場合、シュナイダーエレクトリックは当該再委託先である第三者の行為について責任を負うものとし、本約款と同等の秘密保持契約を締結し、それを遵守せしめるものとします。

第12条(秘密保持)

1. お客様およびシュナイダーエレクトリックは、サービスの履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、サービスの履行に必要な範囲内でのみ使用するものとし、契約期間中およびその終了後も第三者に漏洩してはならないものとします。但し本約款第11条記載の第三者に対しては、本約款の範囲内で開示することができるものとします。
2. 本条は、以下の情報には適用されないものとします。
 - ①開示の時に、既に公知である情報、②開示の時に、被開示者が既に保有している情報、③被開示者が第三者から合法的に入手した情報、④開示の後に、被開示者の責によらず公知となった情報
3. 法令等に基づき裁判所その他の公的機関から命令を受けた場合は、相手方に通知のうえ開示するものとします。